

臼杵市多世代交流館

のつてらす



使いたい人のための

ガイドブック

はじめに
施設配置図・開館日・料金
フロアマップ
施設の使用について
申請方法
使用料、使用料の減免
施設の活用例
使用上の注意事項
のつてらすの情報
問合せ先

P1
P2
P3～6

P7
P7～8
P9
P10
P10
裏



臼杵市

～はじめに～

臼杵市多世代交流館(のつてらす)は、平成26年に廃校となった大分県立野津高校の跡地の普通教室棟だった建物を活用した施設です。

当初臼杵市では、民間活力による利活用をめざし、公募で選定した民間事業者が運営する複合施設としてスタートしましたが、半年間の営業の後事業停止の状態に陥りました。(令和5年2月)

その後、検証結果を踏まえ、令和5年10月より同施設の再活用に向けた検討を開始しました。再活用の検討にあたっては全戸配布のアンケート調査や市民会議の開催など様々な「市民参加」の手法を用い、一連の取組を踏まえ、令和6年3月に「再活用の方針」を定めました。

この「再活用の方針」は、「①基本コンセプト」、「②施設の活用方針」、「③今後の進め方」の3つに分けて整理しており、1つ目の「基本コンセプト」では、当初の利活用事業でもコンセプトとして掲げていた「農林業の振興」、「地域住民の交流」に、「交流人口の創出」を加えました。2つ目の「施設の活用方針」では、「市民会議での意見や事業提案などを参考に、基本コンセプトの実現に向け、敷地や施設を分割し再活用をめざす」とこととしました。また、普通教室棟については、基本コンセプトに資する複数の事業による複合施設とし、市が管理・運営を行うことを検討する」とこととしています。3つ目の「今後の進め方」の中では、「再活用にあたっては、その持続可能性や財政負担を考慮しつつ、まずは実現可能なことからスタートさせていく。」としています。

この「再活用の方針」に基づき、令和6年4月から普通教室棟について議論をさらに深め、施設の無料開放などの取組の結果をもとに、“子どもから高齢者まで幅広い世代が集まり楽しめる拠点施設”臼杵市多世代交流館として、再活用することに決まりました。

令和6年9月に臼杵市多世代交流館条例が可決された後、フロアごとに設定したテーマをもとに、未着手だった空き教室の空調設備や既存設備の改修工事を進めたり、施設の愛称を募集するなどオープンに向けた準備を行い、令和7年4月26日にリスタートすることになりました。

～愛称について～

臼杵市多世代交流館が、多くの人に親しんでもらえるよう、令和6年11月に愛称を募集したところ、1ヶ月間に全国各地から400件もの応募をいただきました。それまで再活用に向けた検討に関わってくださった市民(市民会議のメンバー)による選考を経て、愛称は“のつてらす”に決まりました。

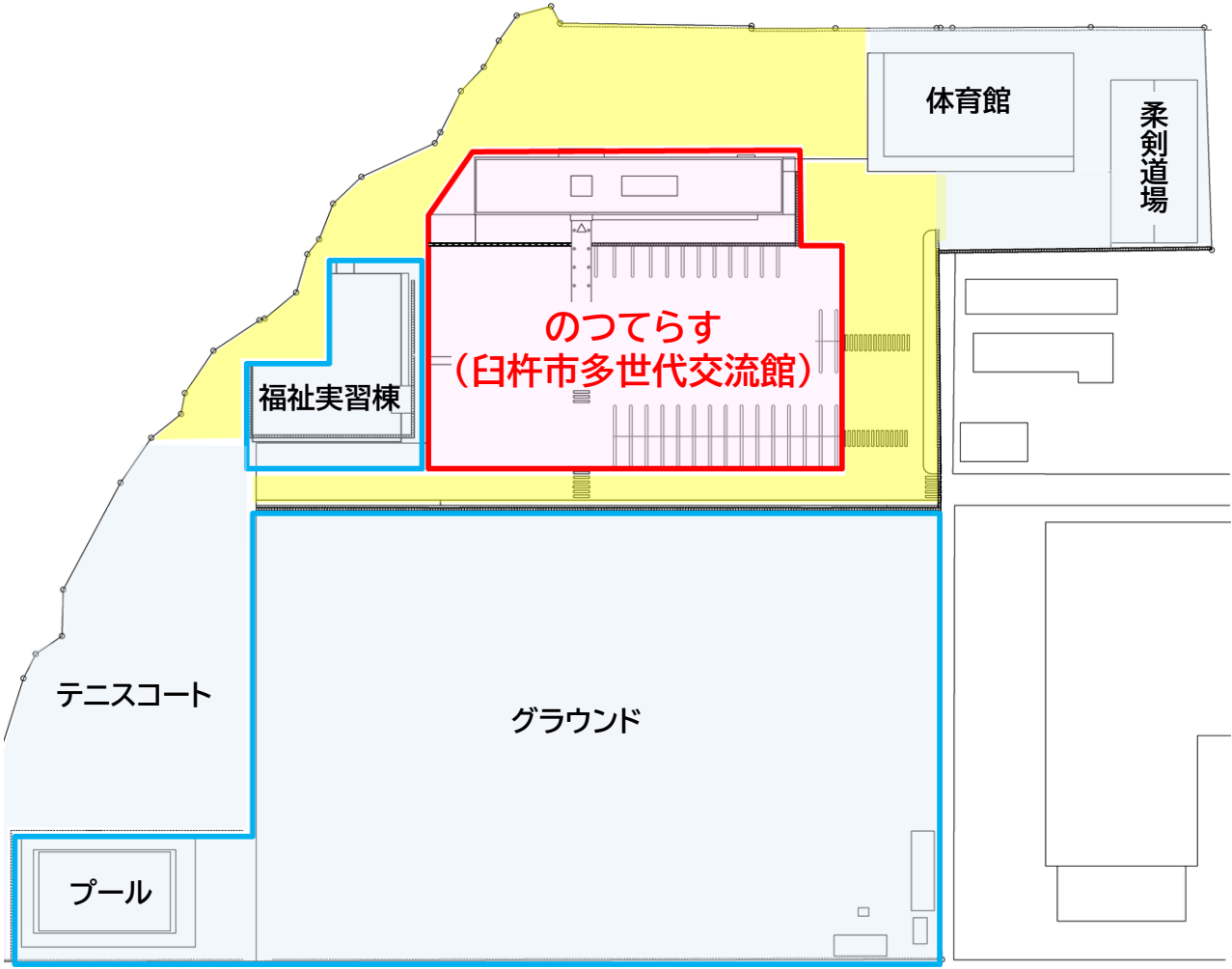
この愛称には、「旧野津町の旧野津高校跡地の施設であり、野津の「のつ」と、テラスの「てらす」をつなげることで、明るいテラスに多くの人がワクワクして集まるように、多世代の人々が集い、交流し、その未来も明るく照らしてくれる地域の拠点となるように」願いが込められています。

命名者:早川俊章さん(東京都在住)



ロゴマーク

敷地配置図 臼杵市多世代交流館(のつてらす)は下の図の赤い枠の範囲です。



多世代交流館条例に基づいて、管理、使用許可は、市民生活推進課が行います

行政財産(条例なし)…管理、貸付、占用許可は、市民生活推進課が行います

普通財産…管理並びに貸付又は占用許可は、財務経営課が行います

※このガイドブックでは、赤枠の施設についての手続きを解説しています。
※黄色、青色の施設等については別途手続きが必要です。

開館日

毎週土・日曜、祝日に開館し、その他の平日(火曜除く)は申請があった場合のみ開館します。

曜日など	開閉	開館時間
土・日曜、祝日(通常開館日)	○	10時～16時
月・水・木・金曜(申請開館日)	●	9時～17時
火曜、年末年始など(休館日)	×	—

料金

一般の方が施設に来て遊んだりするのは無料ですが、施設の一部を占有して使う場合は有料です。

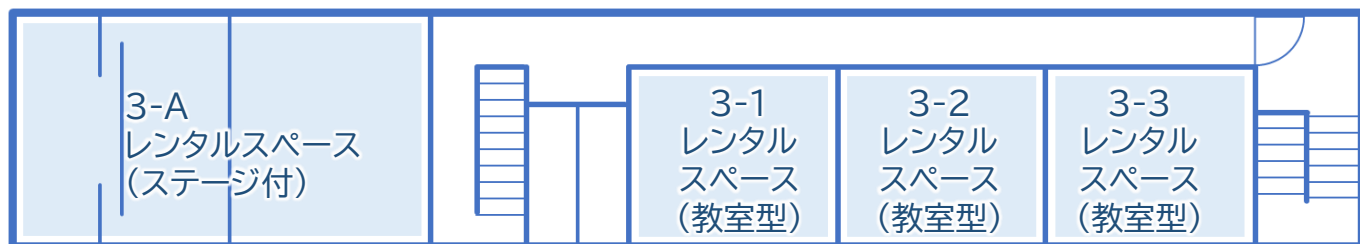
施設への入場や、施設内で遊んだりして過ごす	無料
行事などで施設の一部を占有して使う	有料

使用料の額や使用条件などはP7-8へ

白杵市多世代交流館のフロアマップ

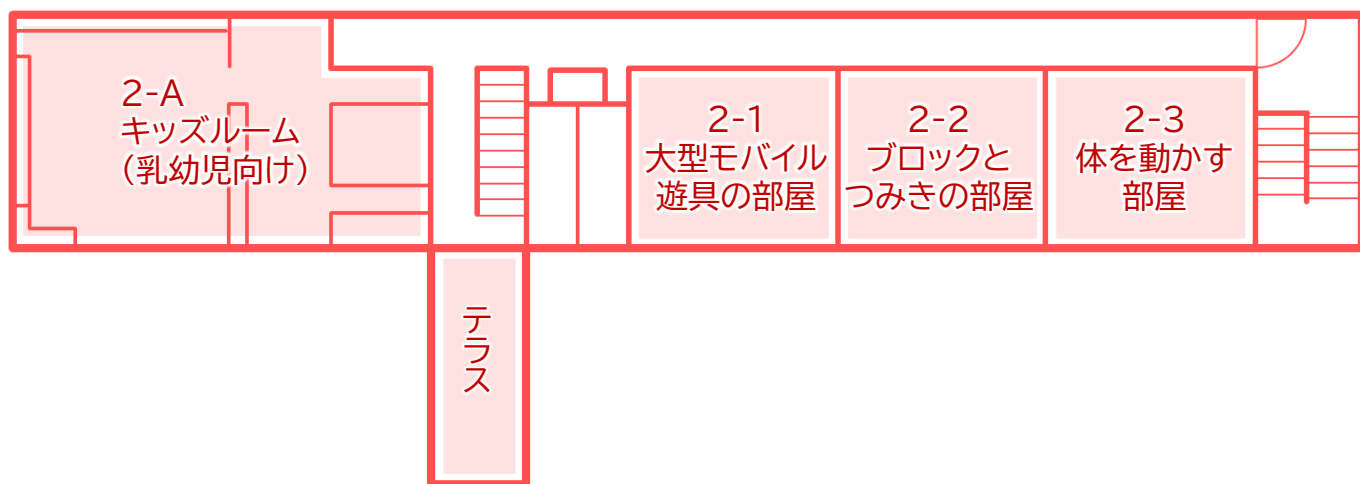
3F

～誰もが自由に使えるレンタルスペース～



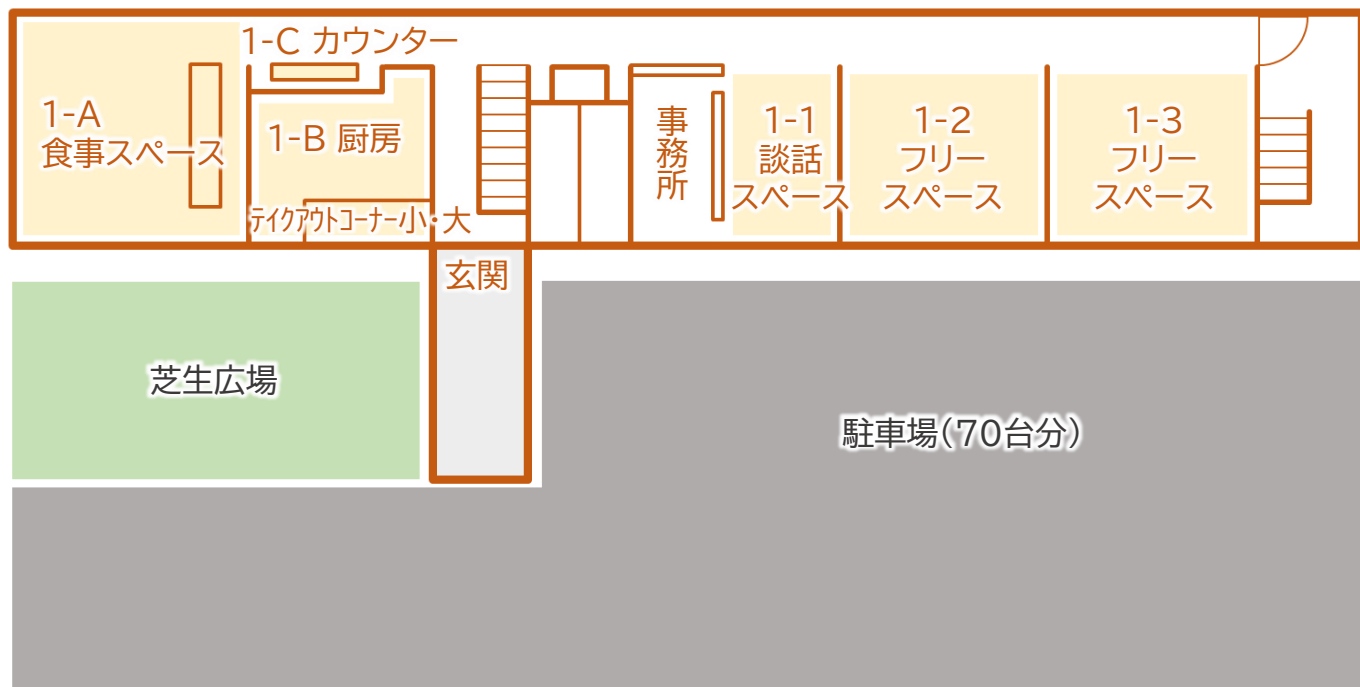
2F

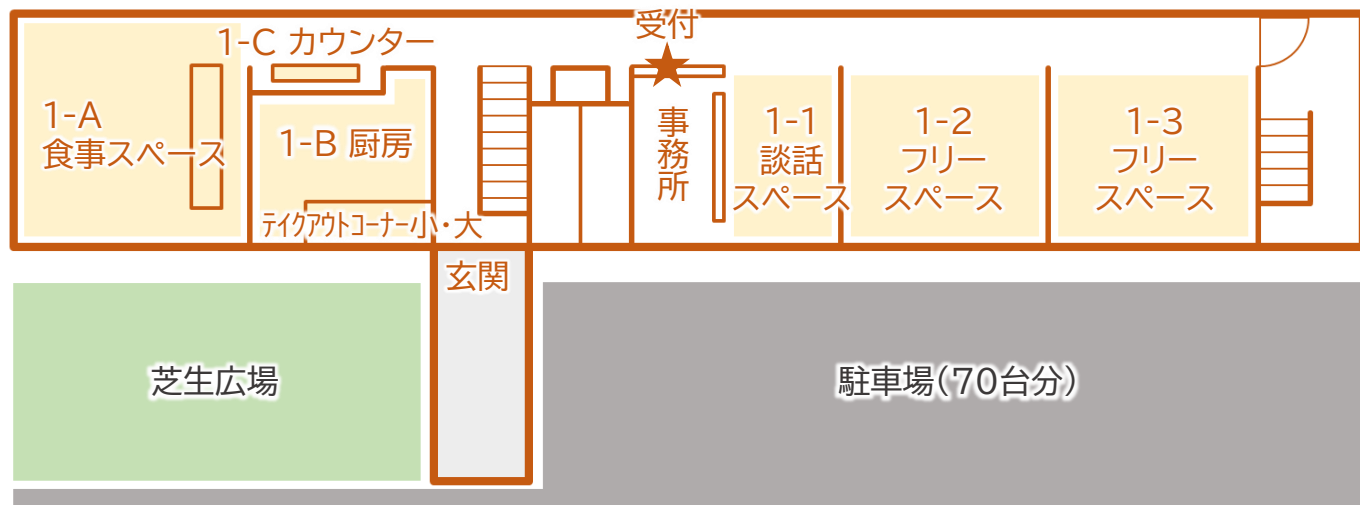
～天候を気にせず子ども達が遊べるフロア～



1F

～子どもから高齢者まで幅広い世代が集まり、交流できるフロア～





1-A 食事スペース

主な設備

テーブル(4人用、2人用)、いす(幼児用含む)
自動販売機 テレビ
シンク(流し台) 作業台 手洗い
電子レンジ オーブントースター



1-B 厨房

主な設備

シンク(流し台)、ガス台(3口)、換気扇
作業用テーブル 冷蔵庫、冷凍庫
テイクアウトコーナー(×2)※調理設備なし
※食器や鍋、フライパンなどは持込み



1-C 厨房前カウンター

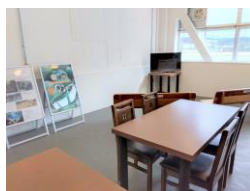
主な設備
カウンター
電源あり



1-1 談話スペース

主な設備

テレビ
木製ベンチ
テーブル
いす



1-2 フリースペース

主な設備

ボードゲーム、カードゲーム多数
小説、絵本、マンガ多数
テーブル いす
木製ベンチ ソファ



1-3 フリースペース

主な設備

卓球台
スラックライン
健康器具各種



事務所

スタッフがいますので、必ずここで受付を行ってください。



貸切使用は？

部屋の名前	通常開館日 (土日祝日)	申請開館日 (火以外の平日)
1-A 食事スペース	△	○
1-B 厨房	○	○
1-C 厨房前カウンター	○	○
1-1 談話スペース	△	○
1-2 フリースペース	△	○
1-3 フリースペース	△	○

△…来場者の利用の妨げにならなければ可(くわしくはP7-8へ)

2-A
キッズルーム
(乳幼児向け)

テラス

2-1
大型モバイル
遊具の部屋2-2
ブロックと
つみきの部屋2-3
体を動かす
部屋

2-A キッズルーム 乳幼児と保護者がゆっくり遊べる部屋



主な設備

- ・ボールプール
- ・絵本多数
- ・ジャングルジム
- ・ミニカー、ブロック
- ・見守り用ソファ
- ・赤ちゃんコーナー
- ・キッズトイレ、授乳室

2-1 大型モバイル遊具のへや



主な設備

大型モバイル遊具mopps
クッションフロア

2-2 ブロックとつみきのへや



主な設備

レゴブロック
クッションつみき
ダンボールつみき

2-3 ボルダリングとトランポリンのへや



主な設備

ボルダリング
大型トランポリン

テラス



貸切使用は？

部屋の名前	通常開館日 (土日祝日)	申請開館日 (火以外の平日)
2-A キッズルーム	△	○
2-1 2-2 2-3	△	○
屋外 テラス	△	○

△…来場者の利用の妨げにならなければ可(くわしくはP7-8へ)

3-A ステージ付レンタルルーム 発表会や演奏会などのイベントにおススメ



主な設備

- ・ステージ
- ・スクリーン
- ・楽屋
- ・化粧台、鏡
- ・トイレ(ステージ裏)

貸切使用は？

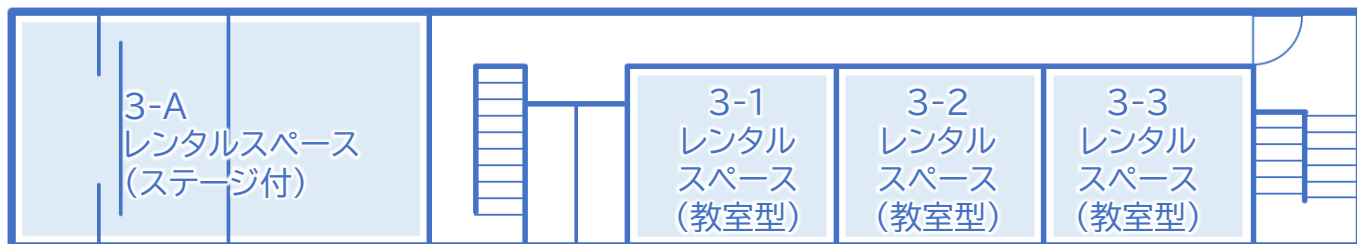
部屋の名前	通常開館日 (土日祝日)	申請開館日 (火以外の平日)
3-A ステージ付レンタルルーム	○	○
3-1～3 教室型レンタルルーム	○	○

3階の部屋はいつでも使えます(くわしくはP7-8へ)

3-1、3-2、3-3
教室型レンタルルーム

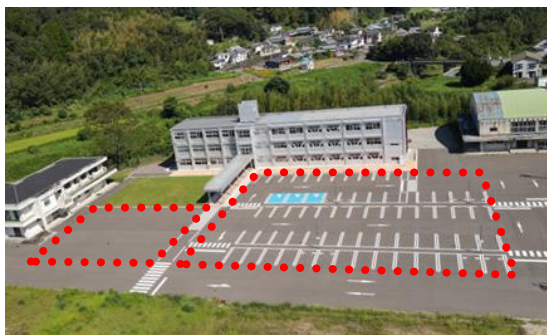
主な設備

- ・机
- ・いす
- ・黒板



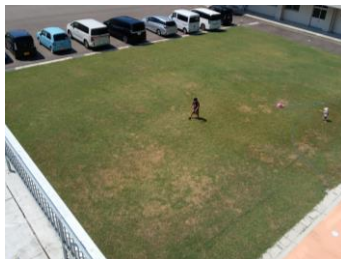
駐車場

イベントで使ったり、来場者向けにキッチンカーで販売することもできます



芝生広場

天気の良い日は外の芝生広場で思いきり遊ぶこともできます



貸切使用は？

区画	通常開館日 (土日祝日)	申請開館日 (火以外の平日)
駐車場(広範囲使用)	△	○
駐車場 (キッチンカー・屋台など)	○	○
芝生広場	△	○

△…来場者の利用の妨げにならないければ可(くわしくはP7-8へ)



施設の使用について

申請方法 どうやったら使えるの？

のつてらすに来て遊んだりするのは無料ですが、施設内を貸し切って使う場合は有料で、事前申請と市の許可が必要です。

【申請窓口】

野津庁舎:市民生活推進課 総務調整グループ(0974-32-2221)

臼杵庁舎:秘書・総合政策課 企画グループ(0972-86-2720)

※のつてらすでは申請の受付は行っていません。

【申請～使用までのながれ】

- ① 開館日や空き状況を確認してください(窓口、電話、ホームページ)
- ② 窓口で申請書(様式1)を記入し提出してください(窓口／郵送)
- ③ 使用許可書(様式1,申請書と一緒に)と使用料の納付書を交付します(窓口／郵送)
- ④ 使用する日までに使用料を納付してください(窓口／振込)

※ 申請は1週間前までにお願いします。

※ 全館使用する場合は事前協議を行い、1ヶ月前までに申請してください。

※ 使用当日の鍵の開け閉めは職員等が行います。

使用料 使うのにいくらかかるの？

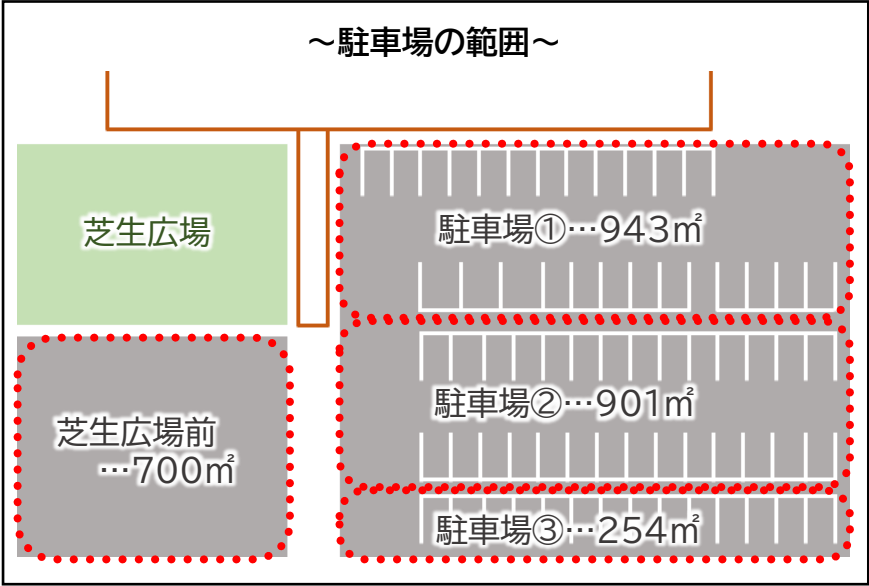
【館内】

使用する場所	通常開館日 (土日祝日)	申請開館日 (火以外の平日)	4時間あたりの使用料(税込)		
			施設使用料	営利加算	空調を使う時
1-A 食事スペース	△	○	1,100	1,100	550
1-B 厨房	○	○	1,430	1,430	710
テイクアウトコーナー大	○	○	220	220	110
テイクアウトコーナー小	○	○	110	110	50
1-C 厨房前カウンター	○	○	440	440	220
1-1 談話スペース	△	○	660	660	330
1-2 1-3 フリースペース	△	○	1,100	1,100	550
2-A キッズルーム	△	○	2,200	2,200	1,100
2-1 2-2 2-3	△	○	1,100	1,100	550
3-A ステージ付レンタルルーム	○	○	2,200	2,200	1,100
3-1～3 教室型レンタルルーム	○	○	1,100	1,100	550
教室棟全館使用(テラス除く)	×	○	8,580	8,580	4,290
テラス	△	○	660	660	-

【屋外】

使用する場所	通常開館日 (土日祝日)	申請開館日 (火以外の平日)	4時間あたりの使用料(税込)		
			施設使用料	営利加算	外部電源
芝生広場	△	○	1,100	1,100	300
駐車場・芝生広場前(舗装済)					
全体(①～③+芝生広場前)	×	○	3,000	3,000	300
駐車場①(1列目+2列目)	△	○	1,400	1,400	300
駐車場②(3列目+4列目)	△	○	1,300	1,300	300
駐車場③(5列目)	△	○	400	400	300
芝生広場前	○	○	1,000	1,000	300
キッチンカー(芝生広場前)					
1区画あたり(15㎡あたり)	○	○	100	100	300

- ・通常開館日の“△”は、一般の来場者が利用できるような使い方であれば問題ありません。(この場合空調使用料はかかりません。)
- ・通常開館日は一般の来場者がいるため、駐車場全体、教室棟全館の使用はできません。ただし、市が認める場合はこの限りではありませんので、まずはお早めにご相談ください。
- ・表は4時間以内の料金です。1日使用する場合(4時間以上)は2倍になります。
- ・冷暖房を使用する場合は、使用料の50%分加算します。
- ・営利目的の場合は使用料が2倍になります。営利目的に該当するかどうかは、申請者や内容によって市が判断します。



使用料の減免 使用料が安くなるのはどんなとき？

- ・市内の小中学校、認定こども園、保育園、子育て支援拠点、放課後児童クラブ、児童福祉施設などが使用するとき
- ・市内の老人クラブなど高齢者団体が使用するとき
- ・市内の地域振興協議会が当該地域コミュニティの活性化のために使用するとき
- ・市内の団体等が、世代間の交流の促進、または臼杵市の農林業の振興の目的で、交流人口の創出が期待できるイベントなどを行うとき(営利目的は除く)
- ・上記の理由のほか、通常開館日(土日祝)に利用者向けに無償でサービスを提供するなど、市が特に認めるケースでは使用料を減免する場合があります。
(例)…子ども向けの絵本の読み聞かせ、利用者向けに音楽の演奏など

※ 空調の使用料は免除されません。部屋ごとの空調使用料は、P7の表でご確認ください。

※ 免除の対象になるかどうかは、窓口にて必ずご確認ください。

のつてらす全体を貸し切ってイベントやりたい！

申請開館日(火曜を除く平日)ならできます。

通常開館日(土・日・祝日)の場合は原則できませんが、ご相談には応じます。(1ヶ月以上前まで)

≪使用料の試算≫

※丸1日(8時間)使用することを想定

※()は冷暖房を使用する場合の額

使用範囲	通常なら	減免なら	営利なら
全館	17,160 (25,740)	0 (8,580)	34,320 (42,900)
テラス	1,320 (1,320)	0 (0)	2,640 (2,640)
芝生広場	2,200 (2,200)	0 (0)	4,400 (4,400)
駐車場全体	6,000 (6,000)	0 (0)	12,000 (12,000)
合計	53,360 (70,520)	0 (8,580)	106,720 (123,880)

週末の来場者に食べ物を売りたい！

≪使用料の試算≫

※4時間使用することを想定(10-14時)

※()は冷暖房を使用する場合の額

使用範囲	営利
1-C(カウンター) (調理済の飲食物を販売)	880 (1,100)
1-B(厨房)と1-C (厨房で調理しカウンターで販売)	3,750 (4,670)
1-B(テイクアウトコーナー大) 1-B(テイクアウトコーナー小)	440(550) 220(270)
キッチンカー(15㎡未満) ※外部電源を使用する場合は300円	200

営業許可などの必要な手続きは申請者が責任をもって行うこと

平日に子ども園や学校行事でキッズルームを借りたい！

≪使用料の試算≫

※平日に4時間使用することを想定

※()は冷暖房を使用する場合の額

使用範囲	減免(市内)	通常(市外)
2-A	0 (1,100)	2,200 (3,300)
2-1	0 (550)	1,100 (1,650)
2-2	0 (550)	1,100 (1,650)
2-3	0 (550)	1,100 (1,650)
フロアごと	0 (2,750)	5,500 (8,250)

1階のフリースペースでフリーマーケットやりたい！

通常開館日(土・日・祝日)は一般来場者が出入り可能であれば実施できます。
(※冷暖房設備の使用料は不要)

申請開館日(火曜を除く平日)はできます。

≪使用料の試算≫

※丸1日(8時間)使用することを想定

※()は冷暖房を使用する場合の額(申請開館日のみ)

使用範囲	通常なら	減免なら	営利なら
1-1	1,320 (1,980)	0 (660)	2,640 (3,300)
1-2	2,200 (3,300)	0 (1,100)	4,400 (5,500)
1-3	2,200 (3,300)	0 (1,100)	4,400 (5,500)

厨房と食事スペースで地域食堂をやりたい！

通常開館日(土・日・祝日)は、食事スペースに一般来場者が出入り可能であれば実施できます。
(※この場合冷暖房設備の使用料は不要)

申請開館日(火曜を除く平日)はできます。

≪使用料の試算≫

※4時間使用することを想定(10-14時)

※()は冷暖房を使用する場合の額(申請開館日のみ)

使用範囲	通常なら	減免なら	営利なら
1-A(食事)と1-B(厨房) (厨房で調理し1-Aで提供)	2,530 (3,780)	0 (1,260)	5,060 (6,320)

レンタルルームで演奏会を開きたい！

通常開館日(土・日・祝日)に一般来場者のために演奏する時などは、使用料を減免できる場合があります。(要確認)

参加者を限定する場合は、有償・無償に関わらず使用料をいただきます。

≪使用料の試算≫

※4時間使用することを想定

※()は冷暖房を使用する場合の額

使用範囲	通常なら	減免なら	営利なら
3-A (ステージ付)	2,200 (3,300)	0 (1,100)	4,400 (5,500)
3-1・2・3 (教室型)	1,100 (1,650)	0 (550)	2,200 (2,750)

使用上の注意事項

- ・以下の項目に該当する場合、市が使用許可を取り消すことがあります。
 - ①施設や設備等を壊したり、汚したり、失くしたりするおそれのある場合
 - ②公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある場合
 - ③他人に迷惑をかけたり、危害を及ぼしたりするおそれのある場合
- ・施設の使用料は使用する日までに納付してください。
- ・自然災害や施設の不備など使用者の責任がない場合を除き、使用料はお返しできません。
- ・使用の許可の権利を他の人に譲ったり、また貸しすることはできません。
- ・施設を使用する際には、まず事務所にて受付を行ってください。
- ・無断で施設内に設備を設置したり、今ある設備に変更を加えたりすることはできません。
- ・施設内にはトイレを除きゴミ箱を設置していません。必ずお持ち帰りください。
- ・万が一、施設や設備を壊したり、汚したり、また備品等を失くしてしまった場合は、直ちにスタッフに報告してください。尚、やむを得ない理由がある場合は賠償責任を免除されることがあります。
- ・施設内で発生した事故やケガ、傷害について、市は責任を負いません。（施設側の責に帰すべき事由によるものはこの限りではありません）
- ・防犯対策、安全対策等のため、館内は防犯カメラで撮影を行っています。
- ・館内は禁煙です。たばこは体育館前に灰皿を置いていますのでそちらでお願いします。
- ・施設の使用が終わった時には、速やかに清掃を行い、元あったとおりに戻し、スタッフに報告のうえ確認を受けてください。
- ・この他、館内の部屋ごとに設定されたルールを守っていただくようお願いします。またスタッフからの指示には必ず従ってください。
- ・これらの注意事項と一緒に使用される方や来場者からも守られるよう、申請者が責任をもって周知してください。

のつてらすに関する情報はこちらからご確認ください

のつてらす



公式Instagram

最新情報はこちら！
動画や写真で施設の
様子を紹介します。

臼杵市ホームページ



のつてらすのページ

のつてらすの概要や
開館情報(カレンダー)、
申請手続きなど

臼杵市ホームページ



旧野津高再活用事業

令和5年秋以降の再活
用に向けた取組を紹介
しています。

問い合わせ先

臼杵市役所

のつてらすの使用手続きなど

市民生活推進課 0974-32-2221 野津庁舎1F

旧野津高校跡地再活用事業全般

秘書・総合政策課 0972-86-2720 臼杵庁舎2F

※のつてらすには固定電話はありません。

